

## 函館市亀田交流プラザの概要

施設名	函館市亀田交流プラザ
担当部局	教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課（電話 0138-21-3444）
所在地	函館市美原1丁目26番12号
目的	幅広い世代の市民に生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供し、もって豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため。
事業概要	函館市亀田交流プラザの管理運営に関すること
開館時間等	①開館時間 午前9時～午後10時 （ふれあいホールは午前8時15分～午後10時30分） ②休館日 年末年始 12月29日～1月3日
施設概要	①開設年月日 令和2年（2020年）4月1日 ②構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階，地上3階，塔屋1階建 ③敷地面積 3,985.40 m <sup>2</sup> ④建物面積 7,387.55 m <sup>2</sup> ⑤主な施設 講堂，体育室，会議室，研修室，交流集会室，子ども体育室，シャワー室，交流スペース，交流活動室，保健相談室，軽運動室，子ども活動室，ふれあいホール（図書コーナー含む） ⑥駐車場 駐車台数110台（地下・ピロティ部・屋外）
指定管理者が行う業務内容	①事業の実施に関すること ・市民への生涯にわたる学習活動の場および機会の提供に関すること（各種講座・教室・講演会，高齢者対象大学等の実施等） ・市民への多様な交流の場および機会の提供に関すること（児童や高齢者を対象とした活動の場の提供，多世代交流事業の実施等） ・その他設置目的を達成するために必要な事業（保健師による健康相談等） ②使用の許可および制限に関すること ・使用許可申請の受理および許可等 ③維持管理に関すること ・清掃，塵芥処理，警備，その他施設の設備の保守点検等 ④利用者に関すること ・利用者への案内・説明に関する業務，使用状況の記録保管等 ⑤公金収納業務に関すること ・使用料の徴収，減免・後納に関する業務，収納状況の報告等 ⑥その他教育委員会が定める業務 ・市に提出する書類の作成等の庶務経理業務等
施設管理運営経費	市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。
条例	函館市亀田交流プラザ条例
現指定管理者	函館しあわせ創造パートナーズ